

令和4年第3回

# 高森町議会9月定例会会議録

令和4年9月8日開会

令和4年9月16日閉会

高 森 町 議 会

9月8日（木）  
（第1日）

## 令和4年第3回高森町議会定例会（第1号）

令和4年9月8日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 本田 生一君

9番 田上 更生君

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（9日間）

自 令和4年9月8日

至 令和4年9月16日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月8日（木）	本会議	議案審議
9月9日（金）	本会議	一般質問
9月13日（火）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
9月14日（水）	”	議会運営委員会 議会広報特別委員会 水資源対策特別委員会 地方再生特別委員会
9月15日（木）	”	
9月16日（金）	本会議	委員長報告・採決

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 7号 高森町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 認定第 1号 令和3年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第54号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第55号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第58号 令和4年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第59号 令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第60号 令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第61号 令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第62号 令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第63号 令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 追加日程第1 発議第 1号 議長不信任決議案について
- 追加日程第2 発議第 2号 議員辞職勧告決議案について
- 日程第17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |    |         |     |          |
|----|---------|-----|----------|
| 1番 | 後藤 巖 君  | 2番  | 津留 智幸 君  |
| 3番 | 後藤 清治 君 | 4番  | 牛嶋 津世志 君 |
| 5番 | 後藤 三治 君 | 6番  | 芹口 誓彰 君  |
| 7番 | 立山 広滋 君 | 8番  | 本田 生一 君  |
| 9番 | 田上 更生 君 | 10番 | 佐伯 金也 君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	草村 大成 君	総務課長	馬原 恵介 君
教育長	佐藤 増夫 君	健康推進課長	住吉 勝徳 君
生活環境課長	津留 大輔 君	政策推進課長	岩下 雅広 君
建設課長	岩下 徹 君	住民福祉課長	阿蘇品 かおり さん
税務課長	眞原 友紀 君	農林政策課長	後藤 一寛 君
教育委員会事務局長	緒方 久哉 君	TPC事務局長	二子石 誠 君
教育委員会審議員	村上 純一 君	建設課審議員	高崎 康誌 君
建設課審議員	石橋 良介 君	住民福祉課審議員	石田 昌司 君
農林政策課長補佐	芹口 孝直 君	税務課長補佐	法花津 和明 君
総務係長	馬原 孝平 君	財政係長	木村 允哉 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	荒牧 久 君	議会事務局係長	篠田 江吏子 さん
--------	--------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

本日、令和4年高森町議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆さまにおかれましては大変御多忙の中、御参集をいただき御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、現在も少なくはなっておりますが高止まりが続く想定もなされております。その中で、阿蘇郡市、つまり阿蘇市町村会として、現在の阿蘇の県の保健所や医療センターを含む医療機関がかなり厳しい状態だということをご鑑み、阿蘇市町村会として地域医療サービス補助への一助となるべく、阿蘇地域振興局と一緒に圏域市町村から阿蘇保健所へ職員を派遣することとなりましたので、御報告を申し上げます。

また、住民の皆さまにおかれましては7月28日から実施しております4回目のワクチン接種について、希望者の方には接種を行っているということでございます。メディア等で報道されているとおり、5回目のワクチン接種について国のほうで準備が進んでいると報道がなされております。国のほうからの説明に基づく指針、指導が来次第、準備を進めていくこととしております。

このような状況の中、一方ではやはり市場が大変どの御商売の方も厳しいというところがございます。なおかつ、やはり子ども、生徒の学校の環境においても本当にしっかり対策はやっておりますが、やはり懸念されるというところもあります。その中でも新学期が始まっておりますので、どうぞ議員の皆さまも御協力と何かありましたら御指導いただけたら幸いです。

そういう中に、感染症対策を万全に行い実施された高森高校オープンスクール及び風鎮祭につきましては、盛況の中、クラスター等も発生することなく無事終了したことについて非常に安心しているところでございます。特に、県立高森高校のオープンスクールについては大変多くの反響があり、全国放送での各種メディアでも取り扱われておまして、現在も問い合わせが来ているというふうにお聞きをいたしているところでございます。また、風鎮祭におきましては、ふるさと納税をいただきました花火であったり、もしくは吉本興業とのコラボだったり、そして何よりも当町のたかもりポイントチャンネルの職員の皆さんが少ない機材の中で頑張っていたいて、にわかを生放送だったり花火の放送というところに果敢にチャレンジをしていただき、大変良かったのではないかなと私自身は思っているところでございます。

また今後は、南阿蘇鉄道の全線開通や県立高森高等学校マンガ科の開校関連事業、そして空き家解体、つまり空き家の老朽化した建物の無償解体を行いましたので、それによって市街地の空洞化について、商工会や観光協会等々からも以前からも対策及び要望をいただいておりますが、単体の事業ではなくて、新たな展開、拡大をやはり図りながら取り組んでいくべきだと思っておりますので、議員の皆さま、町民の皆さまには御理解と御協力をお願い申し上げたいと思っております。

さて、本日の定例会に提案します案件は、同意1件、認定1件、報告1件、補正予算6件を含む議案10件、合計13件でございます。よろしく御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回高森町議会定例会を開会します。

なお、代表監査員の古庄良一君及び会計課長の今村親助君からは、欠席届が出ておりますので御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番本田生一君、9番田上更生君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月9日に行われました議会運営委員会において、本日から16日までの9日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの9日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐伯金也君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

6月定例会後に行われた諸般の報告を、各委員長及び監査委員からお願いいたし

ます。

まず、議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員長、芹口誓彰君。中央でよろしく願いいたします。

○議会運営委員長（芹口誓彰君）おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして内容及び結果について報告をいたします。

令和4年第3回高森町議会定例会の開会にあたり、去る8月9日に委員会を開催。会期につきましては、ただいま決定をいただきましたとおり本日9月8日から9月16日までの9日間の会期とし、9日に一般質問、13日に各常任委員会、14日に特別委員会を開催することとしました。

次に、2回目の議会運営委員会を9月5日に開催することとし、一般質問の通告期限は9月2日の正午までと決定いたしました。9月5日に2回目の委員会を開催しました。一般質問の取扱いについて協議し、期限までに通告があった3名の議員の一般質問順については、議会運営基準に基づき、通告順によって1番後藤三治君、2番本田生一君、3番牛嶋津世志君と決定しました。なお、質問時間は答弁時間を含め1時間であります。

次に、議案の取扱いについて協議いたしました。今定例会に上程されました議案は13件であります。同意第7号、高森町教育委員会委員の任命については本日質疑、討論、採決、認定第1号、令和3年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、各常任委員会付託、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、報告ではありませんが質問があれば可とすることに決定しました。議案第54号、第55号の財産の取得、議案第56号、第57号の条例の一部改正については、委員会付託を省略し本日質疑、討論、採決としました。議案第58号、令和4年度高森町一般会計補正予算については各常任委員会付託、議案第59号から第63号までの高森町各特別会計補正予算については産業厚生常任委員会付託とすることにしました。

また、議案等の表決につきましては、標準町村議会会議規則で起立表決を原則としておりますし、高森町議会会議規則第81条でも採決にあたっては可とする者を起立させるよう表決の規定が定められていますので、今定例会から承認、認定以外の議案等につきましては、表決にあたっては起立採決を行うことと決定いたしました。

なお、これまで行ってきました簡易表決による表決につきましても会議規則第87条により認められておりますので、これまでの議案表決につきましても何ら問題はないということを申し添えておきます。



どうか、議員各位におかれましては、本定例会にあたりまして慎重なる審議と議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げ、第3回高森町議会定例会の開会にあたっての議会運営委員会の閉会中の継続調査活動報告の内容といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）6番芹口です。所管事務の閉会中の継続調査について、8月9日に委員会を開催し、継続調査事項であります町有財産の管理に関する事項に関連いたします公用車両の管理状況また安全運転管理状況について調査いたしました。

公用車両の管理状況審査につきましては、監査委員さんの職務権限の一つでもありますが、本定例会に提案されております歳入歳出決算の認定項目にもありますので調査したところでございます。調査にあたって、執行部から山本審議員、馬原総務係長に出席を求め説明を受けました。馬原総務課長につきましては、所用のため欠席でございましたので申し添えておきます。

町有車両については、一般公用車35台、スクールバス9台、消防車両21台など計72台との報告がありました。車両の管理については、高森町庁用自動車管理規則に基づき、車両管理者が総務課長、併せて整備管理者及び整理管理補助者を置くことになっており、整備管理者が総務係長、管理補助者は丸山総務係が担当していると説明。6カ月点検や車検はどのように整備業者に発注しているかについては、町内の整備業者に公平に振り分けて実施している。また、車両を使用する際の事前の車両点検については、点検確認し、点検状況を運転日誌に記録するようにしている。もし運転中に不都合が生じた場合は、総務課に連絡し対応する体制を取っていると説明がありました。また、公用車には軽自動車、普通車、大型車など多くの車種がありますがけれども、使用願いが出された際の免許の確認はどのようにしているかについて、それぞれの課で十分確認し使用許可をしていると説明がありました。

次に、安全運転管理について説明を求めました。一定台数以上の自動車を使用する事業者は、自動車の安全に必要な業務を行うものとして、安全運転管理者を選定することになっており、本町では安全運転管理者に総務課長、副管理者に総務係長が選任されており、交通安全教育や安全運転指導、運転者の状況把握等を行っている。具体的な取り組みとして、毎年4月に職員及び地域おこし協力隊員、会計年度任用職員などすべての職員から免許証、運転する車両の車検証、自賠責保険証及び任意保険証の写しの提出を求め、適正であるかどうか確認をしていると説明。さらに、飲酒運転撲滅や交通事故防止のため必要だと思ふことを考えて、各所属課・局から毎年飲酒運転撲滅及び交通事故防止のための誓いを提出するとともに、各課・

局ごとに掲示し、啓発活動につなげていくと説明がありました。

また、本年4月から公用車の乗車前と乗車後のアルコールチェックが義務化されたことに伴い、現在各フロアごとに1台、アグリセンター、子育て支援センターにそれぞれ1台、計15台アルコールチェッカーを配置していると説明がありました。また、誰がチェックするかに対し、基本的には担当課長、また上席課長が行い、運転日誌に記録することになると説明。アグリセンターや子育て支援センター、協力隊に対するチェック対応は、各人について所属長がリモートアクセスや電話等で確認することになっていると説明。仮にアルコールチェッカーで数値が出た場合は、公用車、私用車共に運転はさせず、アルコールが検出されるに至った経緯について、安全運転管理者に報告させるとともに、当該業務については事務に支障を来さないよう代替職員を手配すると説明がありました。

今回、公用車両の管理状況や安全運転管理の状況について、閉会中の継続調査として担当者の説明を求めましたが、公用車両の管理状況につきましては、それぞれ担当課で適切に管理されておりますが、監査意見にもありますようにさらに公用車両の管理につきましては、今後も徹底管理を行われるようお願いするものであります。

また、安全運転管理につきましては、職員が行政活動を行う上では車両の利用は欠かせないものであります。しかしながら、職員が業務中に事故を起こした場合、管理する町は直接的にはもちろん、間接的にもその責任を問われることは一般的にも明らかであります。安全運転管理者の総務課長を筆頭に、職場全体で安全意識を高めるため、職員に対しての交通安全教育や啓発活動が積極的に行われておりますし、特筆すべきは、毎年度、各課・局から飲酒運転撲滅及び交通事故防止のための誓いを提出していただき、啓発活動につなげているとの説明を受けました。おそらくこのような取り組みは県下でも本町だけではないかと思われれます。どうかこれからも交通安全と事故防止、交通違反撲滅のため、積極的な取り組みを期待するものでございます。

次に、9月5日に委員会室におきまして、教育長、教育委員会事務局長村上審議員、総務課から山本審議員出席のもと、高森高校第二グラウンドの無償譲渡についてと高森町営学生寮運営スキームプロジェクトチームの中間報告の内容について説明がありました。高森高校第二グラウンドの無償譲渡の件につきましては、本日午前9時から行われました全員協議会でも改めて詳しく説明がなされたところでございます。

以上、総務文教常任委員会の閉会中の活動報告といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いします。産業厚生常任

委員長、本田生一君。

○産業厚生常任委員長（本田生一君）おはようございます。8番、本田です。産業厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告を申し上げます。

令和4年9月5日午前9時より、場所、第3、第4委員会室におきまして委員全員出席をいただき開催をいたしております。

最初に、議題としては、介護保険料について健康推進課より課長、係長の出席をいただき説明報告をいただいております。また、本日9時からの全員協議会におきましてもこのことについての説明報告はなされております。その後におきまして、建設課長より現地視察についての説明があり、現地視察を行っております。一つ目に、町道社倉・水迫線の災害復旧工事につきましてはもう完了をいたしております。これは地元の皆さんには大変御迷惑をおかけいたしました。二つ目に、町道祭場・片山線については、今回の議会の中にも提案をされております。三つ目の、町道片山・下山線については、工事区間等の現地視察を全員で行っております。

以上をもちまして、産業厚生常任委員会の報告といたします。終わります。

○議長（佐伯金也君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。4番、牛嶋です。議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会を6月15日10時より開催し、議会広報絆第86号の編集日日程及び内容について協議をいたしました。発送予定日が8月2日の火曜日ですので、それに合わせて第2回を7月7日、第3回を7月14日、第4回を7月19日に開催して協議をまいりました。今回は、20日から23日まで議員研修がありましたので、編集・校正に余裕があまりなかった点がありましたので、次回からは気をつけてまいりたいと思っております。

議員研修報告に関しては、第87号に詳しく掲載する予定でございますのでよろしく願いいたします。

掲載内容は毎回同じような内容等になりますが、今回から文書の文字を少し大きくいたしまして少し読みやすくなったかというのを感じておりますので、今後とも皆さまに読みやすい広報をつくっていきたいと思っております。

また、町民の声は皆さまの大事な意見の場でございますので、本音で堂々と意見を言っていただきたいと思います。

以上をもちまして、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）次に、監査委員の報告をお願いします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山です。監査委員から諸般の

報告を申し上げます。

令和3年度高森町一般会計及び特別会計6会計につきまして、8月16日から9月1日までの9日間にわたり決算審査を実施いたしました。なお、古庄代表監査委員が諸事情により欠席されたため、私が関係課、局に対してヒアリング等を行いました。後ほど決算審査意見書に基づき、決算の認定について詳細な説明を行います。

また、例月出納検査を実施しましたが、適正な事務処理がなされていたことを御報告し、監査委員会からの報告といたします。終わります。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 同意第7号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（佐伯金也君） 日程第4、同意第7号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第7号の高森町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員である廣木亮子氏は人格高潔で識見も高く、教育行政の推進のために深い関心と熱意を持って御尽力をいただいておりますが、その任期が本年9月30日をもって満了となりますので、同氏を教育委員として再任いたしたく選任同意を求めるものであります。なお、教育委員の任命については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものです。また、同法第5条第2項により教育委員は再任されることができると規定されています。

以上よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから同意第7号、高森町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第7号、高森町教育委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 認定第1号 令和3年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（佐伯金也君）日程第5、認定第1号、令和3年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、監査委員の審査報告を求めます。監査委員、立山広滋君。前の答弁席でお願いいたします。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。監査委員の7番、立山でございます。

本日は、代表監査委員である古庄氏が諸事情により欠席しておりますので、地方自治法第199条の3第4項の規定により代表監査委員に代わって報告いたします。

ただいまから、先に配付いたしておりました監査意見書に基づきできるだけ簡潔に申し上げますので、しばらくお時間を頂戴したいと思います。

令和3年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査については、補助者として監査事務局職員を従えまして9日間にわたり審査を行いました。

令和3年度高森町一般会計・特別会計決算審査意見書の1ページをお開きください。審査の概要につきましては、令和3年度高森町一般会計歳入歳出決算以下9項目について審査をいたしました。その期間といたしましては、8月16日から9月1日までの内9日間で行いました。

審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された令和3年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財政運営が健全であるかなどについて、公有財産、基金、物品の管理について留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と併せて担当職員の説明を求め実施いたしました。

2ページをお開きください。審査の結果、令和3年度一般会計及び特別会計の決算は第1表のとおりでございます。審査にあたっては、前述の手続きにより詳細に審査した結果、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認いたしました。また、予算執行及び収入事務の処理については適正であることを認めました。

次に、12ページの財政運営についてですが、理想的な財政運営とは財政の健全

性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用し住民福祉の向上を図ることにあります。その財政運営を分析しますと、基本原則は計画性、弾力性、積極性の三つの観点が挙げられます。この三つの観点から見て、総合的な検証の結果、本町の財政運営については、実質収支比率5.4%、経常収支比率77.5%、財政力指数0.24、実質公債費比率5.6%となっており、前年度を数値が大幅に改善されております。これは執行者が真剣に取り組み、努力されてきたことを伺い知ることができます。

この中でも経常収支比率は、人経費などの経常的経費が予算に対してどのくらいの割合なのかを示す数値であり、これは75%以下が理想とされていますが、令和2年度の熊本県の市町村の平均が92.7%、全国においては94.4%であるのに対し、本町の令和3年度の数値は77.5%という全国的にも優秀な数値であり、本町においても20年ぶりの前代未聞の数値となっております。もっとも20年前の予算規模とは大差がある中での数値であり、前年度と比較して6ポイント減少しており弾力性のある財政運営と言えます。今後も引き続き弾力的財政運営の継続を望むものであります。

次に、27ページをお開きください。資金運用については、すべて良好に行われています。以前は年度末に支払い等が集中し、指定金融機関からの一時借入金による会計処理が行われていましたが、令和3年度においても、一度も借り入れることなく、適正な予算の執行がされております。これは、ふるさと納税による寄附金の増額により会計処理がスムーズに実行できたためであると考えられます。

次に、30ページをお開きください。基金状況について申し上げます。

地方自治法第241条では、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられていますが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認いたしました。

財政調整基金やふるさと応援基金、南阿蘇鉄道復興応援基金等の増額積立が目立っており、中でも、財政調整基金は、町の貯金のようなもので、いつ何時、どのような有事に対しても、スピード感を持って対応できる貯蓄力と言えます。

なお、高額療養費支払資金貸付基金については、令和3年度においても貸し付けの実績はありませんでしたが、4年度以降も貸し付けが必要な世帯については適正な運用をお願いするものであります。各基金の決算年度末現在高につきましても、こちらの第30表のとおりとなっております。

次に、財産の管理状況に関する意見書について申し上げます。有価証券、出資による権利及び債権の運営状況は良好であり、債券運用を含め、確実かつ有利な管理運用に努めていただいたと思います。

次に、備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であります。使用及び管理については慎重に対応されることを強く望みます。それから車両の管理ですが、一般公用車は36台となっており、公用車の使用について担当課は徹底した車両管理を行い、使用者が自分の車両と同じ意識を持つよう指導するとともに、交通安全に十分注意していただきたいと思えます。

次に、公共施設についてですが、公共施設あり方検討協議会において、引き続き指定管理者対象施設をはじめ、各地域に設置されている生涯学習センター等の雨漏りなど老朽化対策についても検討が行われる予定であり、より良い成果を期待するものであります。

次に、結びに移ります。令和3年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり計数に誤りなく、奇異な点も見受けられず適正に処理され、また関係書類も整理されており会計経理は正確であります。

また、各事業ともほぼ計画どおり執行され成果を収められたことは、町長をはじめ執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の協力によるものであります。

ここで、一般会計及び特別会計について、総合的に気付いた点を述べます。

ハード事業、ソフト事業と数多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当各位において大変な苦勞があったことと察します。

住民にとっては、このような過疎地域とは思えない充実した事業の取組みについては、評価に値するものであると思われ、今後も事業の新たな展開、拡大と住民サービスの向上に期待しております。

また、職員間の国・県補助の密な情報共有、急激な右肩上がりに増額しているふるさと納税は、今までにない前代未聞の寄附額となり、その活用等、町民の福祉の向上に着実につながっていることは言うまでもありません。

このような中、予算決算の状況を見ると、令和3年度繰越明許は18件の2億6,981万4,000円となっています。この繰越事業はほとんどが補助対象事業であり、これらを獲得された実績を評価するものであります。事業遂行については、単年度遂行が原則ですが、新型コロナウイルスの影響により資材の入手の遅れ、業者の手配困難が生じたため、及び国・県の補助金交付決定の遅れ等によりやむを得ないものと判断するところです。

次に、税等の対応については、本年度の収納状況を見ると、町税の本年度分収納額は前年度に比べ伸びており、その主な要因は、固定資産税とたばこ税であります。また、軽自動車税においては、現年度分の収納率が100%となっており、職員の努力の表れであると考えられます。

過年度分については、不納欠損処分が実施されており、一般会計25件115万5,000円、国民健康保険特別会計27件552万円となっております。これは合法的な手続きによりやむを得ないと思われませんが、税負担の公平及び歳入確保の面での影響が大きいので、不納欠損を出さないよう慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権の確保に万全を期してほしいと思います。

終わりに、出口の見えないコロナ禍の中で本町としては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金活用事業は14事業、1億8,710万8,000円の実績となり、令和4年8月28日現在で、3回目のワクチン接種率が全体で88.7%、4,613人の方が接種を終えられております。町長をはじめ職員の皆さん、議会各位の一早い対応と対策に感謝を申し上げるところであります。

今後、さらに新型コロナウイルス感染拡大が予想される中、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、住民の生命と財産を守るため、執行部と議会が住民の要望にスピード感を持って対応されることを強く望むものであります。併せて、健全な財政運営がなされている中ではありますが、なお一層の改善に努力され、総合的な施策の効率的執行を図り、継続的な健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう切望するものであります。

また、会計処理につきましては一切現金での取扱いをしないことを徹底し、課・局内でのチェック体制の強化、協議会及び外郭団体等の通帳を管理しているところについては、定期的な検査を実施している旨報告を受けているところであります。

今後一層の職員間同士のコミュニケーションの構築、併せて職員全体が町長、教育長の政策方針に向け、高森町のさらなる加速続行を念頭に、職務に専念されることをお願い申し上げ、私の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（佐伯金也君） 議会選出監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君） 1番、後藤巖です。

先ほど監査委員のほうから決算の報告並びにありました。本当にこれはすごい数字だなというのが私の印象であります。前年度に比べても20億円予算が増えていると。その中で、特に職員さんにおかれましてはその分の事業が増えているという中で、激務の中で皆さんが頑張った成果だと私は思います。そのことについては、担当課の課長様も職員に対して労いの言葉等もしていただけたらと思います。

そこで一つ、歳入のところで聞きたいところがありまして、今回の決算におきましては、特に特別交付税、ここが上がっていると思います。私が考えるに、特別交付税の主な上がった原因として、地域おこし協力隊並びに集落支援員、ここの制度の有効活用があるのではないかと考えます。先般、金子前総務大臣が高森町に来ら



れて、この制度を有効に活用していただいていると、これは全国に対して模範というか活用の事例として話をしていきたいというようなコメントも残されておりました。その中でやはり、まだ集落支援員制度とか地域おこし協力隊についてというその行動の中身については、これからという部分がまだあると思います。せっかく有効な制度ですから十分使っていただきたいと思ひますし、また集落支援員さんがこれからどのような活動になるのか、その地域課題の解決とか、いわゆる地域における活性化とかそういうところがメインになってくると思ひます。

今、例えば担当課は健康推進課が所管しているかと思ひますけども、そういう業務の多様化にあたり、例えば担当課のチェンジとかそういうところも踏まえて、今後どのような形で運用、運営という形を模索していくのかというところを町長にお尋ねしたいかと思ひます。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）まずは決算でございますが、職員に対してお褒めの言葉をいただきまして大変ありがとうございます。3期12年務めさせていただきまして、これ以上の数字は出ないぐらい頑張ってきたと思っております。それが数字かなと思っております。

高森町の歴史を振り返りますと、平成2年だったり平成12年が財政力が一番確か良かったときでございます。例えば、先ほどから言われております比率につきましても、70%後半を平成2年、平成12年たたき出しておりますが、その頃の人口が約7,700から8,000で、交付税が25億円弱来ていた時代です。今は約20億円で6,000人の人口で、そして同じ数字というのは、これはふるさと納税だけではなくて、各データを見ますと、もう全然昭和世代と今やっていることの歴然とした差ははっきり言ってございます。そこは議員さんもデータを見ていただければお分かりかなと思っております。例えば、高森町の財政が一番良かった平成2年や平成12年あたり、そのあたりは県と国からの補助金が大体年間5億円ぐらい事業ベースで取られておりますが、現在は職員さん頑張らせていただけて約15億円平均で3倍の補助金を取っているというのが数字でも出ております。

一方で、起債は当時は60億円ぐらいで推移をいたしておりますが、現在50億円弱ぐらいでやっておりますし、実質上は36億円ぐらいだと思っております。また、財調に関しても先ほどありましたが、確かに一番良かった頃で平成12年ぐらいで5億円ぐらいだったんです。現在は20億円オーバーしておりますので、これ以上と、ここに関して、やはり職員に対してお褒めをいただくことは本当にありがたいなと思ひます。特目基金も含めまして一番良かった頃の2倍から3倍ぐらいは貯めておりますので、今後はやはり先ほど決算の監査委員から御報告があった中の

お言葉にありましたように、やはり展開を考えていく時代が来たということと、本当に時代が変わったというところで新たな展開をやっていかなければいけない。その中で地域おこし協力隊と集落支援員は、特交でもう議員御存じのように全額入ってきておりますので、町は何も支払っておりません、実際ですね。その中で、よく集落支援員と地域おこし協力隊というところで今御質問いただきましたが、これは地域おこし協力隊の方も内容によって全然見えるところと見えないところがありますので、言葉で地域おこし協力隊と言うと、さも集落に入っていくって地域を起こすというイメージがあるんですが、それは最初の段階で、国が決めた中の地域おこしのところに、こちらがこれをやっていただきたいで募集して来ていただきますので、それぞれで活躍されると思います。コロナ禍の中でやはり地域に出かけていくと逆に迷惑をかける、人と会うことが外出の行動制限がなされていた時期だったりなされてない時期がこんな感じで来ておりますので、これはなかなか難しいのかなと思っておりますが、今後は議員がおっしゃるように地域おこし協力隊の制度のもと進めていければいいかなと思っております。

あと集落支援員に関してでございますが、これは基本的に、例えばの話ですが集落支援員は総務省からの管轄の仕事です。例えば民生委員は厚生労働省からの委託でございます。そしてそこは役割が全く地域おこし協力隊も違ってございまして、集落支援員というのは基本的にはまちづくりの団体だったり、行政とつなぐパイプ役を地域側に立って提案する、連絡調整を行うのが集落支援員の基本的な役割だと思っております。例えば、高森町では初寄りだったり各集会所が各地域であります。例えばの話ですけど、そこで決まったことを行政にどうやって伝えるか、そしてそこをそのまま伝えても行政はなかなか構ってくれませんよと、こういう形に変えましょう、もしくは条例や制度に基づいてこういう形で提案すれば行政が来年度は動いてくれるかもしれないと、そういうところまで地域のパイプ役、調整役として頑張っていたいただければと思います。

その中で特に山間部に関しては高齢化率が著しいですので、当然健康だったり福祉がメインにその地域としてはなっていますが、町部としてはやはりそういう政策的なところだったりそういうところが出てくるのではないかなと思っております。

また、どう考えても役場の職員が細かく各地域をすべて把握するというのは不可能です。職員の制度の中に地域担当職員というのをきちんとやっておりますが、実際じゃあこの地域担当が果たして効果が出ているのか、効率的に動いているのかというと、行政の仕事をやりながら、一方で地域のことも全部やらなければいけないというのはこれは不可能だと思いますし、昭和の時代と平成の時代と違いますので、働き方改革の観点から見ても、やはりそこにきちんと集落支援員が入ってやっ

ただくと大変ありがたいなと思っております。国から全額これは活動費も出ておりますので、これは引き続き効果的に使っていくべきではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）すみません、冒頭に皆さまにおはようございますというのを忘れておりました。挨拶が抜けておりました。すみませんでした。

先ほど説明を受けましたが、地域おこし協力隊の活動についてということ言えば、この度の経常収支比率に一番該当しているこの寄附金、ここの寄附金の寄附額においても、地域おこし協力隊の方たちが一緒になってやった成果がここに出ているとか、いわゆる対外的な部分、こういうところで高森町をアピールしているとかというところでの活用をされていると思いますし、集落支援員につきましては、それこそ先ほど町長の説明にありましたけれども、今私が職員の年齢構成から、いわゆる出身まで至るにあたって、なかなか地域にそこまで入り込んで対応がしにくい状況が今後出てくるんじゃないかという中で、行政と地域を結ぶ方としての集落支援員というのを十分に活用していただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかにございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、認定第1号は各常任委員会に付託することに決定しました。

ここで9分間休憩をいたします。11時5分から再開をしたいと思いますがいかがでございましょう。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）それでは、ただいまから9分間の休憩に入ります。

—————○—————

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、産業厚生常任委員長から委員長報告の文言の訂正の申し出がっておりますので発言を許します。産業厚生常任委員長、本田生一君。

○8番（本田生一君）先ほど私、産業厚生常任委員会の諸般の報告の中で、町道社倉・水迫線の工事現場、これは災害復旧工事が当たり前でございます、これを私、改良工事と申し上げております。これを訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

改良工事と述べられましたけれども、事実は災害復旧工事であったということでございますので御訂正方、よろしくお願いをいたします。

それでは、続けていきたいと思っております。

-----○-----

**日程第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

○議長（佐伯金也君）日程第6、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）おはようございます。

報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員からの意見を付して報告いたします。

まず、健全化判断比率については、実質赤字比率、連携実質赤字比率、実質公債費率及び将来負担比率の4指標により自治体財政の健全化を表すものであります。本町の令和3年度決算を見ますと、実質公債費率だけが該当しており、その数値は早期健全化基準25.0%に対しまして5.6%であり、早期健全化のための基準の及び財政再生基準を下回っております。

次に、簡易水道事業特別会計においては、資金不足比率は該当しておりません。なお、監査委員の審査意見書でも特に指摘すべき事項はないということでありました。

以上、報告をいたします。

○議長（佐伯金也君）本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質問なしと認めます。

以上で報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

#### 日程第7 議案第54号 財産の取得について

○議長（佐伯金也君）日程第7、議案第54号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第54号で御提案いたしました財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

購入する車両は4トンの給水車1台であり、契約金額2,299万円、契約の相手方は高森町大字高森2163番地1、有限会社飯塚モータース、代表取締役飯塚直樹氏。契約の方法は競争見積方式による随意契約でございまして、町内業者7社による見積入札の結果によるものでございます。購入する車両の詳細につきましては、いすゞ自動車の2輪駆動オートマチック車に最大積載量4トンのステンレスタンクを搭載した給水車であり、主な装備といたしましては、放送設備、バックカメラ、ETC、カーナビ、ドライブレコーダー、ハッチ式マンホール、消防ホース直結ジョイント、またペットボトル用給水ホース等となっております。

また、予算につきましては、先の6月定例会時における補正予算で備品購入費として2,310万円を計上し、御審議御決定をいただいたところでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条、並びに地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を経る必要があることから今回御提案したものでございます。

以上、財産の取得について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第54号、財産の取得についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第54号、財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立でございます。したがって、議案第54号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第8 議案第55号 財産の取得について**

○議長（佐伯金也君）日程第8、議案第55号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第55号で提案いたしました財産の取得について、御説明させていただきます。

介護予防拠点等強化対策のための発電機の購入に係る契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。取得する財産は、発電機15台になります。契約金額につきましては880万7,584円でございます。契約の相手方は、阿蘇市一の宮町宮地387番地5、阿蘇農業協同組合代表理事組合長 原山寅雄氏でございます。なお、設置する公民館等は別紙一覧表のとおりでございます。

それでは、物品の内容について御説明を申し上げます。シンワのインバーターガソリンエンジン発電機でございまして、台数は15台でございます。定格出力は5.5キロボルトアンペアで単相100ボルト、200ボルト、同時出力可能となっております。

業者による競争見積入札の方式の結果によるものでございまして、令和4年8月26日に仮契約を行っております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条、及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を経る必要があることから今回提案したものでございます。

以上、財産の取得について御説明いたしました。御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第55号、財産の取得についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第55号、財産の取得について、原案のとおり決定することに

賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立でございます。したがって、議案第55号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第9、議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）議案第56号で提案いたしました職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

改正の主なるものは、昨今の働き方改革の一環として、国が公務員等の働きながら育児がしやすい労働環境の改善を図るために環境整備を行うもので、具体的には職員等の育児休業の取得制限を緩和することにより、育児休業取得しやすい環境や取得手続きの円滑化を図ること、並びに非常勤職員の育児休業取得に制限があったものを、育児休業及び部分休業の取得要件等を緩和するものとなっております。

以上、改正内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）ありがとうございます。

全員起立です。したがって、議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第57号 高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第10、議案第57号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）おはようございます。

議案第57号で御提案しました高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

現在、本町の18歳までの子どもの医療費については、医療機関で一部負担金を支払っていただき、その後、町に助成申請をすることにより実質無料となっております。また、町内の医療機関と町外の一部医療機関では、保護者に代わり医療機関が助成申請を行っております。

今回、条例を改正して県内すべての保険医療機関で窓口での一部負担金の支払いをなくし、医療機関は支払い審査機関を通して助成申請を行うこととするものです。支払い審査機関への委託方式は、熊本県内45市町村のうち、既に32市町村が導入しており、医療機関での支払いや町への助成申請など、保護者の皆さまの負担が大きく軽減されるとともに、それぞれの医療機関が行う町への申請手続きも簡素化されることとなるものです。

条例を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を経る必要がありますので御提案を申し上げるものでございます。

以上、御説明いたしました。何とぞ御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第57号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について



てを採決します。この採決は起立によって行います。議案第57号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）全員起立です。したがって、議案第57号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第11 議案第58号 令和4年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（佐伯金也君）日程第11、議案第58号、令和4年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第58号で御提案いたします令和4年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,009万7,000円を追加し、予算の総額を81億8,125万1,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。これは債務負担行為の補正についての説明でございますが、こちらは町立学校の校務用のパソコンのリース料について、現契約が年度途中で切れるということで改めて複数年契約を結ぶ予定としていますことから、令和5年度以降の経費を債務負担行為として設定するものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。地方債補正について御説明をいたします。こちらにつきましては、今年度地方債を活用して実施する事業のうち、2計上分を1、追加で計上をいたしました。2、変更につきましては、これまでの起債協議の状況及び今後の起債協議予定により、それぞれの限度額を変更しております。

続きまして、10ページをお開きください。歳入について主なものを御説明いたします。第11款第1項地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定2億1,896万8,000円を追加計上いたしました。これにより、当初予算と合わせて普通交付税総額は22億1,896万8,000円を予定をしております。

続きまして、11ページを御覧ください。第15款第2項国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種事業の財源となる国の補助分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして、現時点で総額が4億6,536万4,000円を予定をいたしております。第16款第2項県からの補助金につきましては、各種事業に係る県の補助分をそれぞれ計上させていただきました。当初予算と合わせまして、12ページになりますが、現時点で県からの補助金が総額3億6,313万9,000円を予定をいたしております。第19款繰入金につきましては、財

政調整基金を1億9,676万1,000円減額をいたしました。これにより今年度の現時点での財政調整基金からの繰入金はゼロになります。併せて、今回歳出で計上しております各種事業の財源とするため、ふるさと応援基金から859万4,000円を繰り入れて予定をしております。また、後ほど特別会計の補正で各担当の課長から御説明をなされますが、昨年度の決算に伴う精算金として、各特別会計から788万5,000円の繰入金を計上いたしました。

13ページを御覧ください。第20款繰越金につきましては、令和3年度決算額により8,926万9,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、カラーでプリントしておりますいつもの補正予算の概要書に沿って、幾つか事業を抜粋して御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

いつものように右上の番号で説明をさせていただきたいと思っております。

1番の横町こども公園整備事業について、御説明を申し上げます。

これは当初予算で（仮称）横町こども公園整備事業について、既に議決をいただいております。そして、その内容が複合遊具、つまり小学校高学年以上の遊具というのは予算の中に入っておりましたが、いろいろな保護者さんだったりPTAの役員さんも含めて、やはり乳幼児、つまりもうちょっと小さい子どもさんから小学校の高学年手前まで遊べるような遊具もぜひほしいというところの声が以前から多々届いておりました。議会広報の絆でも、過去にも子どもの公園について確か記憶がございましたし、やはり幅広い年齢層の子どもたちが楽しめる遊具を整備することによって、令和5年、来年度以降の一般の開放に向けて、さらに魅力ある事業になるのではないかと考えておりますので、追加分として計上をさせていただきました。全額昨年のふるさと応援寄附金から計上をさせていただきました。

続きまして、3番の高森町エンタメチャレンジスクール事業について、御説明を申し上げます。

これは、エンターテインメント人材の育成を目的として、県内の小・中学生を対象に熊本096k歌劇団ジュニアスクールを実施するために342万円を計上いたしました。年度内に5回程度、本町や県内地域の各会場でプロの講師などにより体験型講習会を開催する予定としております。この事業につきましては、熊本県のほうからもこういう人を育てる人材育成の事業等を地域づくり夢チャレンジ推進事業、これは補助金があるんですが、これがありますので活用していただきたいということでお声かけもいただきましたので、これを応募して採択になったというところがございます。そしてこれは、県からの補助金が342万円のうちの256万円が県から直接入ってきます。そして残りの86万円を、これはふるさと納税の納税され

た方が指定をなされるエンタメ業界と連携したまちづくり事業というところの枠の中から充当する予定としております。

続きまして、4番の高森町中心市街地空洞化対策負担金事業について、御説明を申し上げます。

これは、先ほど私もお話の中でお伝えをちょっといたしました、地域活動の基盤となる高森町内の中心部の土地が大変空洞化していると。そしてさらに中心部の土地について、寄附の申し出があった。寄附に関してもいろんな形の寄附があるわけですが、御相談があったことに伴い既存の建物の解体や整地は地権者の方に行っていただき、それだけにかかった費用等を町が負担するというところで5,500万円を計上いたしました。この事業によって、町の中心ですので老朽化建物は随分減っておりますが、商工会や観光協会、もしくは各種団体から要望書等も過去出ておりますし、お話も何回も伺っております。その中でやはり町として、高森町や町民以外の方が真ん中を使うのではなくて、町としてはやはり使っていただきたいという思いもありますので、そこをきちんと有効活用いたしまして、町内の駐車場であったり、もしくは南阿蘇鉄道沿線地域公共交通計画に基づく今後の復旧や高森駅周辺再開発に合わせて、地域全体の活性化に期待できるものというふうに考えておるところでございます。

最後の1件は、7番のふるさと応援砂利舗装町道環境整備事業というところでございます。

これは、町内の町道の中で非常に通行に支障があるという区間については、各地域の方や、もしくは議員さんから御指摘、御要望をいただいております。そういうところを環境整備するというところで1,000万円を計上いたしました。これはふるさと納税でやるわけですが、本事業は事業規模の幅員、この幅だったり延長で、これは国庫補助の対象になりません。そして地方債の活用が極めて困難であると。これは地方債、過疎債、辺地債も含めて、これは原則、法律のものの制度の原則がございますので、非常に難しいということ。でも一方では、議員から要望、御指摘もいただいておりますし、現地の方も民間の方も含めて、やはりどうにかできないかというお声も上がっておりますので、管理者として総合的な判断のもと、今年限りの実施を予定をしておるところでございます。町道の維持管理につきましては、従来どおりこの12年間は、国の補助事業に乗せるということが大前提、それと地方債の活用、一番有利な起債を使うのを計画的に実施していくことによって、決算の発表で出ましたように、非常に優良な現在の財政状況になっているというところですので、今後は引き続きそのような維持管理計画に沿ってやっていきたいと思っております。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第59号 令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第12、議案第59号、令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第59号で御提案いたしました令和4年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

補正予算の主なものは、令和3年度決算による繰越金額の確定及び一般会計からの繰入金精算による増額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案させていただくものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に907万8,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ10億7,865万8,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて、御説明を申し上げます。

6ページをお開けください。歳入です。第11款第1項第1目第1節繰越金として、前年度（令和3年度）からの繰越金を852万8,000円増額しております。

次に、7ページの歳出です。第9款諸支出金、第3項繰出金、第1目の一般会計繰出金については、令和3年度決算に伴う職員給与費等の一般会計からの繰入金精算金として54万7,000円を増額しております。最後に、第10款予備費において収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第59号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第60号 令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第60号、令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第60号で御提案いたしました令和4年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

補正予算の主なものは、令和3年度決算による繰越金額の確定及び事務費精算等による増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案をさせていただくものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に219万2,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ1億2,672万1,000円といたしました。

歳入歳出主なものについて、御説明を申し上げます。

6ページをお開けください。まず、歳入です。第4款繰越金、第1項第1目繰越金については、前年度（令和3年度）からの繰越金を219万2,000円増額しております。

次に、7ページの歳出です。第4款第2項第1目一般会計繰出金については、令和3年度決算に伴う事務費等の一般会計の精算金として97万8,000円を増額しております。

最後に、第5款予備費において収支の調整を行いました。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第60号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第61号 令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第14、議案第61号、令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、住吉勝徳君。

○健康推進課長（住吉勝徳君）議案第61号で御提案いたしました令和4年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

補正予算の主なものは、令和3年度決算による繰越金額の確定及び交付金確定に伴う国・県への返還金等による増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので御提案させていただきます。

1ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算に7,459万3,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ11億1,518万2,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。第4款第1項支払基金交付金について、令和3年度交付金確定に伴う支払基金からの精算分として128万1,000円を増額しております。第7款第1項第1目繰越金について、7,207万8,000円を増額しております。

7ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第7款第1項第2目償還金について、令和3年度給付費確定に伴いまして、国・県へ返還する必要があるため1,762万3,000円を増額しております。

続いて、第7款第3項第1目他会計繰り出し金について、令和3年度決算に伴い、事務費等の余剰分を一般会計へ返還する必要があるため636万1,000円を増額しております。

最後に、第8款予備費で収支の調整をしております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第62号 令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第15、議案第62号、令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第62号で御提案いたしました令和4年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,747万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,276万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表「債務負担行為」につきましては、水道事業企業会計移行資産整理業務委託につきましては、令和5年度の限度額として1,203万3,000円を設定するものでございます。業務の詳細については、後ほど歳出で御説明いたします。

続いて5ページの第3表「地方債補正」につきましては、過疎対策事業債と簡易水道事業債をそれぞれ350万円増額し、過疎債の限度額を750万円、簡水債の限度額を760万円とするものでございます。

8ページをお開きください。第4款財産収入につきましては、国債にて運用しております基金の一部買い替えを行ったことに伴う売却益収益として2,277万2,000円を増額するものでございます。第5款繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金が確定したことに伴い、769万9,000円を増額するものでございます。

続いて、9ページ、歳出予算の主なものについて説明いたします。一般管理費の委託料につきましては、企業会計移行資産整理業務について704万2,000円を計上いたしました。水道事業につきましては、令和6年度に企業会計に移行するこ

とが義務づけられておりまして、その準備業務として資産整理が必要となりますが、この業務を行うためには、令和5年度の一年間では期間が足りず、本年度から着手する必要があるため、年度の途中ではありますが今回の補正予算で提案させていただくことといたしました。

先ほど第2表の債務負担行為において、令和5年度の説明をしておりますが、令和4年度から継続して委託する必要があるために、令和5年度の分として設定するものでございます。

最後に、水道施設管理業務委託料につきましては、給水車の稼働に伴う運搬業務について業者委託するためのものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第63号 令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第16、議案第63号、令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）議案第63号で御提案いたしました令和4年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ143万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,051万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、第2款繰入金におきまして基金より取り崩しを行い、300万円増額補正をしております。また、第3款繰越金につきましては、前年度繰越金額が確定したことにより、当初予算額との差156



万2,000円を減額計上させていただきました。

続いて、7ページ、歳出につきましては、修繕料として143万8,000円を計上いたしました。これは坊ヶ平水系の農業用水設備について、溜め池までの配管に破損が生じたため、その修繕に充てるものでございます。

以上、今回提案しております補正予算についてその概要を御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤三治です。動議があります。

議長不信任決議案を提出させていただきます。

○議長（佐伯金也君）今、5番、後藤三治君から議長不信任決議案の動議が提出されましたが、暫時休憩をいたします。休憩後また会場にお入りください。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時05分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま5番、後藤三治君から議長不信任決議の動議が提出されました。この動議は2名以上の賛成者がありますので成立しました。議長不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに賛成の方は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）はい、よろしいです。全員賛成でございます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第1 発議第1号 議長不信任決議案について

○議長（佐伯金也君）追加日程第1、発議第1号、高森町議会佐伯金也議長の不信任決議案についてを議題とします。議事の都合により、議長の席を副議長と交代し、議長は10番席へ一度帰ります。

○副議長（牛嶋津世志君）議長とただいま交代しました副議長の牛嶋です。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。地方自治法第117条の規定により、佐伯議長の議場からの退場を求めます。

[議長 退場]

○副議長（牛嶋津世志君）提出者の説明を求めます。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）議長不信任決議案に関する意見書を述べさせていただきます。

令和3年7月14日、私に対する議長不信任決議案可決を受け、議長を辞任いたしました。後任として就任された現議長には、町民全体の福祉の向上を議会における討議で実現し、将来に向かって町民との約束を果たすため、議会の先頭に立ち邁進されることを望んでおりましたが、その後開催の定例会一般質問で、行ってはならない質問者以外の議員の弁明を許可したこと、一般質問終了後、質問者に対し議長自らが弁明を行ったこと、さらにはTPC、ポイントチャンネルで一般質問の一部を削除し再放送したこと、特定の人に配慮した議会運営を行ったことなど、私個人としては到底議長として容認することができないことから、早期の辞任をお願いしてきました。

その後、議長の動向を同僚議員や他町村議員から伺いますと、高森町議会の議長に就任したにもかかわらず、阿蘇郡市広域連合議会の議員にとどまり、広域連合議会議長から後任議員選出の要請にも応じていない。また、広域連合議会で現在も議会運営委員長職にありながら、定例会を欠席、さらに阿蘇郡市議長会主催の常任委員長研修を欠席するなど、到底議長として信任することができない。

令和4年5月16日、町民から提出された公開質問状では、村山地区堰堤工事に関し、議長による違法行為が行われ、前代未聞の不祥事が報じられ、事件の重大性があやふやにされている状態に対し、7月12日、再度町民から議員各位に対し、公開質問状の内容説明の申入書が提出され、7月30日土曜日、昭和公民館において詳細に説明を受け、このまま何も行動しないのであれば議員は不要、さらに入札に関する議長の発言、入札担当部署の職員に対し「今後一切〇〇企業は入札に入れるな。」につき、「議会議長はそのような権限を有するのか。」とも話されました。

このように一連の行動は、議長としての職責に反するもので、高森町議会基本条例が守られないと考え、議長不信任決議案を提出いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（牛嶋津世志君）提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。まず、反対討論の発言を認めます。反対討論はありますか。

1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）1番、後藤巖です。

ただいま提出されました議長不信任決議案に対する反対としての討論をさせていただきます。

この意見書を拝見しました。その中で、例えばこの阿蘇郡市広域連合議会のことが書かれておりますが、この出席、欠席等につきましては、広域連合議会がすることで、そちらのまだ判断も何も出ていないということから、そこに議長としての資質うんぬんという話は私はちょっと違うのではないかという点が1点。

あともう1点は、この村山地区堰堤工事に関してということで私も説明は聞いておりますが、例えばここに書かれている違法行為、この違法行為が確たる証拠というものが現在出てきてないと私の中では認識しております。その中で、確定ではないと私の中ではこの事件に関しては思っておりますから、その確定でないことに関して、まだ疑義が生じているという部分で不信任に値するかといえば、私はそこは不信任までは至らないと考えて反対という討論をします。

以上です。

○副議長（牛嶋津世志君）9番、田上更生君。

○9番（田上更生君）9番、田上です。

今、1番、後藤巖議員からお話もありましたが、まず高森町の議会議長であれば、広域連合の、ちょっと私もその辺調査も何もしておりませんので分かりませんが、広域連合の議員になってはならないというような規則があるのかという部分ですよね、一つは。

それから先ほど後藤巖議員からも話されましたけれども、公開質問状の内容について、これについても意見書として公の席で公表されておりますので、何らかの確たる証拠といえますか、いかにも犯罪者的な扱いをされておりますけれども、確たる証拠がないままにこのような発言、意見書を提出されるというのはいかがなもの

かと、私はそう思います。

それと最後に、「〇〇企業を入札には今後一切入れるな。」と、これに関連しては公開質問状の出た企業が、企業からの名前、それをとっての高森町の条例がございます。三親等以上は高森町の町工事の発注の工事には入札には参加できない、させないというような条例がございまして、政治倫理条例というのがございまして、できた当時、各業者さん、それに違反するような業者さんはすべて社長を三親等以外に代えられました。

ということで、今回これは町の条例でございまして、裁判等で上位法がどういう上位法か私も存じ上げておりませんが、町の条例に基づいた議長の発言であったというようなことで、この内容すべてにおいて、議長不信任に値することはないと考えて反対討論とさせていただきます。

○副議長（牛嶋津世志君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）6番、芹口でございまして。

今回、このように議長不信任決議案が提出をされました。非常に残念なことでございまして。

確か、昨年7月でしたが、当時議長でありました後藤三治議員に対して、不信任決議案が提出をされました。そのとき、私は議会の中でただ1人反対をしたものでございまして。それ以来、議会に対しまして町民の方が、もう少し議会はしっかりやれとか、議会はどうなっているのかとか、本来の議会の職務である議員活動をしっかりやれといった非常に厳しい意見等も寄せられてきました。

私は後藤三治議員の不信任決議案に対しましては、やはりしっかりとしたそういった決議案の理由と決議案に値するか、理由があるかどうか、やはり慎重になるべきであると思っておりますし、また不信任決議案も議員そのものの身分に関係するものでございまして、よほどの重大な事象以外については、やはり慎重には慎重を期すべきだと思っております。

やはりこういった不信任案が出ますと、大変なかなかしこりとかわだかまりが残るものでございまして。私たちの任期もあと6カ月とちょっとでございまして。せっかく議会議員として選挙で選ばれた者として、あと残った期間、本当に町民のため、町のため、一生懸命にやっついていこうじゃないかというような気運がやっとなってきたかと思っておりますと、こういった不信任案がまた出ております。

やはり不信任案に対しましては慎重には慎重を期すべきであるし、今回の不信任案の事由が本当にこの不信任決議案に値するかどうか非常に疑問でございまして、賛成するには私はもっと慎重になるべきだと思っておりますので、この不信任決議案については反対をするものでございまして。

以上です。

○副議長（牛嶋津世志君）2番、津留智幸議員。

○2番（津留智幸君）2番、津留智幸です。

この不信任案をずっと見てみますと、ほぼほぼ他人から聞いた、こういうことがあっているらしいとか、そういった感じの意見です。議員たるものやはり責任を持った会議ですので、他人の責任を問う場合はそれなりの根拠といいますか、明確なデータを示していただかないと、とてもその責任を問うことはできないと思います。近所の井戸端会議の話ではありません。責任を持った議員さんたちの間での責任を問う行為ですので、今回のこの不信任案は全く明確なデータに基づいておりませんので、私は反対をいたします。

以上です。

○副議長（牛嶋津世志君）次に、賛成討論の発言を認めます。賛成討論はありませんか。

8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）8番、本田です。

今回のこの議長不信任案提出につきまして、私は賛成討論を述べさせていただきますが、今反対をされた皆さん方の議員さん方の御意見をお伺いをいたしました。大変立派な意見でありました。

昨年の7月の議長不信任案、これがなければいかなかったんですよ、私は申し上げます。この議長不信任案があって、私は町内の方、町外の方々からも大変なお叱りであったり、いろんな御意見を言われました。いつも話は出ておりますけれども、高森町長、これも県からも本当に注目の的の町長さんでいらっしゃいますよ。私はいろんなところに行きますと、「あんたところの町長は偉いね。」と、「高森はすごい。」といつも褒めていただいております、私は。あの町長さんならば、昨年のあの議長不信任案を知っておられたならば、止められる力があつたのではないかというようなことを私言われたときに、私は何も答えることはできませんでした。

その後、この高森町のいろんなイベントがあつたり、テレビ、新聞等にも出されております。その中で、もう今までのようなお褒めの言葉、私には一切ありません。

先ほどいろいろ反対の討論の方は言われておりますけれども、あの昨年の議長不信任案がありまして、その後に三治議員が一般質問をしております。私は署名をしました、昨年の議長不信任案。そして、三治君にも私は相談をしてちょっと話を聞いてみました。「あんたはこういうことをしたんじゃないのか。」と、「こういうことはやっぱりいかんよ。」というようなことで申し上げましたところ、「何で私がそういうことをしますか。」というようなことを私言われたんです。ほかの人の話も聞きました。私はこれはもう大変な過ちをしたと思いましたよ。

家庭の方と接する機会がありましたので、ここの娘さんと私はお会いをしました。その娘さんが何て言われたか皆さん御存じですか。

○副議長（牛嶋津世志君）今の話は、佐伯金也議員のいわゆる辞職に値する賛成討論ではないと思いますので、簡潔に。

○8番（本田生一君）はい、簡潔に述べます。議長、待ってください。

そういったことで、私は娘さんから、「おじちゃん、よかった」と。「おじちゃんが聞いてくれなかったら、うちのお父さんはどうなるか。」、大変心配されておられました。その後、いろいろ相談に乗っておりますけれども、今回のこの議長不信任案、私は出すべきではなかったと私は思っておりますよ。

昨年の議長不信任案で本当にこの高森町は恥をかいております。今から言われましたので、これ関係ないようなことで、あるかないか私が少し述べますが、この提出をされている意見書のこれを引用しまして、私も広域議会の議員であります。津留智幸君も議員であります。この人、私のそばにおられたと思いますが、たまたま議長さんが広域議会がありましたときに、議長さん、うちの議長はたまたま欠席をされておったんですよ。そしたら、広域の議長さんから「公務がせわしかったり、こうやって忙しいから議長になられたときに、かえって議会事務局なり議連の委員長さん方と相談をされたらいかがですか」というようなことを言われておりました。私は先ほど前議長の田上更生さんなんかも言われましたが、広域議会の議員として議長はできないとかそういうことは私もはっきり知りませんが、してもいいんだろうと思います。しかし気持ちがかえって議会事務局あたり、議連長あたりと相談をされ、これを私はしてほしかった。広域の議員をされているのかも構わないですよ、そういう相談をしてほしかった。

それと、私は阿蘇郡の議長会の主催の、阿蘇でありました議長、副議長、委員長研修がっておりますけれども、そこに私たち出席をいたしました。ここには芹口議員も私のすぐそばにおられました。副議長もおられた、少しは耳に入ったと思いますよ。私は何て言われたか知ってますか。「本田議員、あんたげんの議長は何かい今日は来らっさんとだろ」と言われた。「さあ、どがんかな」と、「何かあの人は来られんけん来らっさんとだろ」とか「来にくいけん来らっさんとだろ」とか、よその町村の議員がそういうことを言われているんですよ、私たちの議長が。悲しゅうございました。結果的に、今私が述べたことについては、私は議長不信任案には値はしていないと私は思います。

しかしながら、その後、公開質問状が来ております、高森町民の方から。一度公開質問状が来たとき、これは今のそこに座っている副議長さんが先頭に立って指揮を取ってやられておりますけれども、いや、このことについては、議長とその方の

当事者の話だから、議会で審議する必要はないというようなことを述べられておりました。ですから私はそれでいいと思いました。その報告で、相手の方がそれで納得をされるなら私はそれでいい。ここまでで終わってれば、私はこういうことにはなっていないと私は思っておったんですよ。局長に私もお願いをしました。うちの今議長がいろんなところでその方をいろんな話をなされておりました。だから私はこのままで、あんまりことを大きくしたくないから、気持ちはあんまりよくないかもしれないけどこらえて、あまり人のことを言わないでくれというようなことを頼んでおりました、私は。

しかし、その後もよそで私はそういう話を聞きました。だから2回目の公開質問状が来たんですよ。そこで終わっておればこういうことになっていないんです。公開質問状は新たに2回目の公開質問状が来ました。そして、いろんなことを述べられました。その中身については私は申し上げます。その方、言われることにつきまして、最後に立派な挨拶をされて帰りました。本日は大変皆さん方お忙しい中、このようにお集まりをいただき、1時間程度私のお話を聞き、ありがとうございますと。その後の判断は議会議員の皆さん方が判断されるのでありますので、こういった議長でいいならば、皆さんいいでしょうというような、皆さん聞いておられると思いますよ。

そう言われたときに、私は果たしてこのままでいいのかと考へ、やはり言われた方が納得されればいいけど、私は今議長としての適任者ではないと私は思い、賛成討論とさせていただきます。

○副議長（牛嶋津世志君）はい、それではこれで討論は終わります。

これから、発議第1号、高森町議会議長の不信任決議案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本決議案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○副議長（牛嶋津世志君）はい、起立少数です。よって、追加日程第1、発議第1号、高森町議会佐伯議長不信任決議案は賛成少数で否決とされました。

ここで、佐伯議長の議場への入場を認めます。

[議長 入場]

○副議長（牛嶋津世志君）採決の結果を事務局長に報告させます。事務局長、荒牧久君。

○議会事務局長（荒牧 久君）議会事務局長の荒牧です。

追加日程第1、発議第1号、高森町議会佐伯議長不信任決議案は、賛成少数で否決されました。

以上、報告申し上げます。

○副議長（牛嶋津世志君）ここで議長の職務が終わりましたので、議長を交代いたします。佐伯議長、お願いします。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤三治です。

もう一つ、動議がありますが、ちょうど昼食の時間でございますので、時間を決めていただいて再開後お願いしたいと思います。

○議長（佐伯金也君）私が議長のままでよろしいですか。

今、休憩を取った後ということでお話がありましたが、あとは日程第19の何行かでございますけれども、いかがでございますでしょうか。

お諮りします。休憩を入れた後に、今、5番、後藤議員が述べられたことを審議するか、それともこのまま休憩を入れず続けていってしまうか。

[「そのまま」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）そのままいきますか。

では、執行部の皆さま方には大変昼食の時間失礼でございますけれども、今しばらく御猶予をいただきたいと思えます。それでは続けて会議を再開いたします。

5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）5番、後藤三治です。

動議をお願いします。議員辞職勧告決議案を提出させていただきます。

○議長（佐伯金也君）それでは、5番、後藤三治君から2件目の動議が出されましたので暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時38分

再開 午後0時48分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま5番、後藤三治君から議員辞職勧告の動議が提出されました。この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。議員辞職決議案を日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）全員賛成でございます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは可決されました。



**追加日程第2 発議第2号 議員辞職勧告決議案について**

○議長（佐伯金也君）追加日程第2、発議第2号、高森町議会田上更生議員の辞職勧告決議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、9番、田上更生君の議場からの退場を求めます。しばらくお待ちください。

[9番議員 退場]

○議長（佐伯金也君）それでは、提出者の説明を求めます。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）議員辞職決議案に関する意見書を述べさせていただきます。

田上更生議員は、来年4月末で4期16年の議員の任期を満期されることとなります。この間、2期8年、本町の議会議長として討論を通じた議会改革に努められ、議会報告会をはじめ、様々な取組をされてこられました。併せて、阿蘇郡市議長会の会長、熊本県町村議長会の会長を歴任され、その卓越した議会運営は他町村議会からも一目置かれる存在で、私たち同僚議員の憧れでもありました。

しかし、令和3年7月13日、河原地区住民からの町に対しての要望行為から態度が一変、翌日の臨時議会で私に対する議長不信任決議案の提出、後任議長選出では、定められた議長選出方法に反した議長選出を行うなど、2期8年、本町の議長の要職を歴任された方とは思えない行動で、現在の議会混乱を招いた方であります。

事の起こりは、地元議員で当時の議長でもありました田上更生議員が、地元河原地区住民との約束を守らなかったことに起因します。平成29年12月19日、大戸の口・本河原線の改良工事の要望書、確約書を地域住民と連名で提出しておきながら、現在までその改良工事が行われていないことにあります。

田上議員からは、地域住民の数名から改良工事に異議があることから工事に至っていないとのことでありますが、そうであればその旨を地区住民に報告するなり、工事に異論がある方への了解を得るための努力をすべきではなかったのか。また現在、同地区で工事が進められている町道片山・下山線改良工事も関係していると思われる。

さらに、令和3年6月議会の産業厚生常任委員会で、当時の委員長から地域住民との交渉の指名を受け、本議会でも承認されたにもかかわらず、議会での報告は一切されておりません。

私からは昨年の12月と本年6月、地域との交渉結果を議会で報告するよう求めてきましたが明確な回答はいただいております。

さらに、6月定例会の常任委員会後の昼食時、産業厚生常任委員長に対し、委員会で私の質問を受けたことに対し異論を述べられ、委員長と口論になったとも聞い

ております。

討論を通じた議会改革に努めてこられた田上議員からそのような言葉が出るとは全く信じられないし、まさに議員失格であります。4期16年議員として、2期8年本町の議会議長として誰よりも議会運営に精通されている議員として、誠に残念でなりません。

これまで述べてきましたことは議員の職責に反するもので、高森町議会基本条例が守られないと考え、田上更生議員の議員辞職勧告決議案を提出いたします。

以上です。

○議長（佐伯金也君） それでは、提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。まず、反対討論の発言を認めます。反対討論ありませんか。

2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 2番、津留智幸です。反対意見を述べます。

この意見書、辞職勧告案に関する意見書をよく読んでみますと、いろいろ腑に落ちない点がございます。

特に、田上議員が要望書、確約書を地域住民と連名で提出しておきながら、現在までその改良工事が行われていない。改良工事を行う、行わないは執行部が決めることであって議員が決めることではありませんし、そのほかの文章でも、やはり先ほどの議長のとくと同じように他人との言い争いの中でとかそういったことが書いてあります。

とてもこの内容で議員辞職に値するとは思いませんし、3年前、私も農業をやりながら町の行政にかかわっていきたくて、議会に参加するようになりました。そのときの思いはやっぱりこれからの町を役場の方と議員の皆さんと一緒に良くしていきたいと、そういう気持ちで議員と連携しながらやっていきたいという思いで議員になりました。

それからいろんな活動をしていって、今年は80億円を超える予算がついて、その予算をどういうふうに町民の皆さまのため、子どもたちのため使っていくか一生懸命考えていかなければなりませんし、こういった同僚のことをけなし合うような、こういったことは今後町政を目指していこうという若者たちにとってもとてもマイナスになると思います。

そういった意味からもおきまして、今回の議員辞職決議案には反対いたします。

以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかに反対討論の方はいらっしゃいませんか。

1番、後藤巖君。

○1番（後藤 巖君）1番、後藤巖です。反対の立場から討論させていただきます。

先ほど2番議員もおっしゃいましたけれども、例えばこれが議会に対して、例えば議会決定に対して何か反故にしたかとか、例えばそこに法に基づく何か処分を受けなければならないのかと、そういうところは私はこの文章からは感じることはできません。

ある程度さっき話をされたので、例えば2ページ目、口論になったと。そのような言葉が出るとは全く信じられない。例えば、そのような言葉とは何なんだというところが全くわからないわけです。

これは口論というのが、例えば、人が聞けば口論、人が聞けば議論、これは人によって変わるものですから一概にそれが議論なのか口論なのかというのはよく分かりませんが、例えばそのような言葉というのが、それこそそれが人権を侵害するような何かを言ったとかいう具体的なものがあれば、それはそれで考えてもいいかなとは思いますが、具体的にこういうものが出ていない以上は、私は判断することができないというところをもって反対討論とします。

以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）それでは、反対討論が出ましたので、次に、賛成討論の発言を認めます。賛成討論はございませんか。

3番、後藤清治君。

○3番（後藤清治君）3番、後藤清治でございます。本案の賛成の立場から。

その前にちょっと言いたいことがあるんですけど、議長不信任案とか、この今田上議員のことでもありますが、このことは前回今議長になられている三治さんが降りられるときに、こういうことをしてから。

○議長（佐伯金也君）それは賛成討論ではございませんので、賛成討論をよろしく願いいたします。

○3番（後藤清治君）賛成に私が入ったのはなぜかと言うと、議長を降ろされたときに2回ほど止められたんですよ、三治さん降ろしにだけ。それを智幸議員が1回降ろされたのを止められて、そして三治議員がもう1回やらせてくれていうことで、そのときに。

議長（佐伯金也君）清治さん、更生議員さんのことを。

○3番（後藤清治君）失礼しました。そういうこともあったので、私は三治さんのほうについてわけでありますけど、本議案の賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私は高森町議会の一年生議員として、同期議員や先輩議員に追いつき、支援者の声になるべく私なりに自己研鑽に努めてきました。特に同地区から選出された田上議員は、議員としてだけではなく本町の議会議長と2期8年務められ、議会運営に精通されておられることから頼りにもしてきました。しかし、議員辞職決議案に関する意見書にありますとおり、令和3年7月13日の河原地区住民の要望行為から態度が一変、翌日の臨時議会では議長不信任案決議可決を誘導するなど、2期8年議長を務められてこられた方とは思えない状況でした。

そういう私自身、そのときの議長不信任案に賛成した一人であり、この見極めができなかった自分の責任も今も反省しております。さらに私は仕事の関係で学校の通学路が草で覆いかぶさっている状況を承知しておりましたので、時間があれば刈払機を担ぎ草刈り作業を行っていたところ、知人を介し田上議員から、「あなたはそんな暇があったら議員の勉強をしてくれ。」との忠告を受けました。残念でした。私は議員の勉強なんかできません、残念ながら。だけど私は、私を応援してくれる人にはそれは言いたくはありません。私は自分自身なりに頑張っておった次第であります。この言葉は深く心に残っております。疑心暗鬼の悩みもありましたが、町民に開かれた議会を取り戻すため、議員辞職勧告に賛成するつもりであります。

以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかにありませんか。

8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）8番、本田です。

これは本当に残念なことでありますが、今反対の御意見等をお伺いしておりますと、本当にこういった議員辞職勧告とするべきではありません。私も尊敬をしている一人でありました。昔聞いたことにありますと、中にはあの方は、将来は高森の町長でもなられるのではなかろうかというような話を聞いたこともございます。今も後藤議員がお話になされたように、今年のこの議長不信任案から本当に変わられました。残念でたまりません。私は尊敬をしておりました、この方。

先ほど委員会のことを言われましたので、これは私が申し上げます。産業厚生常任委員会を6月定例会に私たちに付託されましたことに審議をいたしておりました。その後、審議事項が終わりましたので、その他の事項で何かありませんかと私は申し上げましたところで、後藤三治議員が手を挙げられましたので、はいどうぞというようなことで私は質問を許しました。これが気になっております。こういったこ

とで、後で、これは食事のときでありましたが私にこう言われました。「本田議員、あんたはあげなことを言わせるとでけんばい。」と言われたんですよ。後藤三治議員に質問を許したことはいけないと私に言われたんですよ。先ほども何回も言われますが、議長2期8年した方が、阿蘇郡の会長をされた方が、県の会長をされた方がそういうことを私に言いますか。私はそれまでは今年の議長不信任案のことについて、私は一切よその人にはあまり話はしておりません、恥ずかしゅうございますから。しかしこれは、私はもう分かったと私は思いました。だから今回のこういう議長不信任案が出たり、議員辞職勧告が出たりしているんですよ。もう少し私たちの上に立つ人なら、もう少しよく考えてやってほしいですよ。本当に私は議会の皆さん方、先ほどいろいろ言われますが、私は今年の議長不信任案があったときに議会の中でも2回も3回も言いましたよ。こういったことが起きたことについて今さら言っても仕方がない、みんなでお互い頑張ろうということを私はみんなに1回言いました、「泣こうごたる」と私は言いましたよ、去年の議長不信任の後に。

その後から議会間、本当に今はバラバラですよ、実際の話が。情けないです。私は普通の人ならこういうことを私は言いません。私たちを主導するような立場の人間の方が、「あんたああいうことを言わせるならいかんばい。」とかいろいろ言われたときには、私は本当に何を言われたんだろうと私は戸惑いました、最初。こういったことで大変失礼ですが、この議員辞職勧告に私は賛成討論として述べさせていただきます。

少しであります、以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかにございませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）それでは、これで討論を終わります。

これから、発議第2号、高森町議会議員田上更生議員の辞職勧告決議案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本決議案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（佐伯金也君）はい、分かりました。起立少数でございます。

追加日程第2、発議第2号、高森町議会9番、田上更生議員の議員辞職決議案は、賛成少数で否決されました。

ここで、9番、田上更生君の議場への入場を認めます。

[9番議員 入場]

○議長（佐伯金也君）採決の結果を事務局長に報告させます。事務局長、荒牧久君。

○議会事務局長（荒牧 久君）議会事務局長の荒牧です。

追加日程第2、発議第2号、高森町議会9番、田上更生議員の議員辞職決議案は、賛成少数で否決されました。

以上、報告申し上げます。

○議長（佐伯金也君）それでは、日程に戻ります。

-----○-----

日程第17 休会の件について

○議長（佐伯金也君）日程第17、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。9月12日、9月13日、9月14日、9月15日は休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、9月12日、9月13日、9月14日、9月15日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでございました

-----○-----

散会 午後1時13分